

## 小形風車型式「CF20」に関する NK 認証一時停止に伴う設備認定について

C&F Green Energy 社の小形風車型式「CF20」の事故発生に伴い、平成 28 年 11 月 21 日より NK 認証が一時停止状態となっていたところ、認証機関である一般財団法人日本海事協会及び C&F Green Energy の日本法人であるシーアンドエフジャパン株式会社より、「CF20」の NK 認証一時停止状態の解除を断念したこと、及び、新型式「CF20JAPAN」により新たに NK 認証を取得すべく調整中であるとの連絡がありました。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第 8 条第 1 項第 8 号においては、20kW 未満の風力発電設備の認定基準として「日本工業規格 C-400-2 に適合するものであること、又はこれと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できるものであること。」としており、基準適合の証明として NK 認証を必須としていることから、「CF20」で設備認定（変更認定含む。以下同じ。）を行うことが事実上困難となりました。

この度、今年度中に認定を取得するための申請締め切りが逼迫していることから、C&F Green Energy 社の小形風車に関する設備認定申請について、下記のとおりとします。

なお、平成 28 年度の設備認定申請の締め切りにつきましては、従前のとおり平成 29 年 1 月 20 日（金）になりますのでご注意ください。

### 1. 今後新たに設備認定申請をされる場合

→C&F Green Energy 社設備で申請される場合、新型式「CF20JAPAN」により申請手続きを行ってください。

※平成 29 年 2 月 28 日までに、新型式「CF20JAPAN」で NK 認証が取得されなかった場合は、今年度中の設備認定を行うことは不可能となります。

※現型式「CF20」の仕様書内容で申請があった場合には申請不備となり、年度中の設備認定を行うことができなくなりますのでご注意ください。

### 2. 既に「CF20」で設備認定申請を提出している場合

→各経済産業局から送付される「意向調査票」により、下記いずれかを選択の上、ご回答ください。

#### ①現在の申請内容のまま使用設備を新型式「CF20JAPAN」に変更する場合

・提出されている申請書類により審査を進めます（新型式の仕様書及び NK 認証書は提出不要）。

※平成 29 年 2 月 28 日までに、新型式「CF20JAPAN」で NK 認証が取得されなかった場合は、今年度中の設備認定を行うことは不可能となります。

#### ②別メーカーの機種に変更する場合

・申請中の書類のうち、変更となる書類のみを 1 月 20 日までに各経済産業局へ提出してください。

#### ③申請を取り下げる場合

・現在申請中の書類を返却させていただきます。

### 3. 既に「CF20」で設備認定を受けている場合

- ・既に運転開始済みの案件も含め、「CF20」についてはメーカーの責において、全て新型式「CF20JAPAN」に変更すると聞いております。当該変更にあたっては、認定上新型式へ継承されたものとして手続は不要とします。
- ・ただし、使用発電設備以外の認定内容に変更が生じる場合には、通常どおり変更認定申請又は軽微変更届出を行ってください。

なお、現型式「CF20」及び新型式「CF20JAPAN」の詳細等につきましては、直接、下記の事業者へお問合せください。

【問合せ先】シーアンドエフジャパン株式会社

電話：03-3589-6126

URL：<https://cfjapan.jp>

以上